

記 者 提 供 資 料
2026 年(令和 8 年) 8 月 20 日
総務局財務室財政戦略担当 担当：東
TEL：078-918-5086（内線：2518）

遺贈寄附に関する協定締結式の開催について

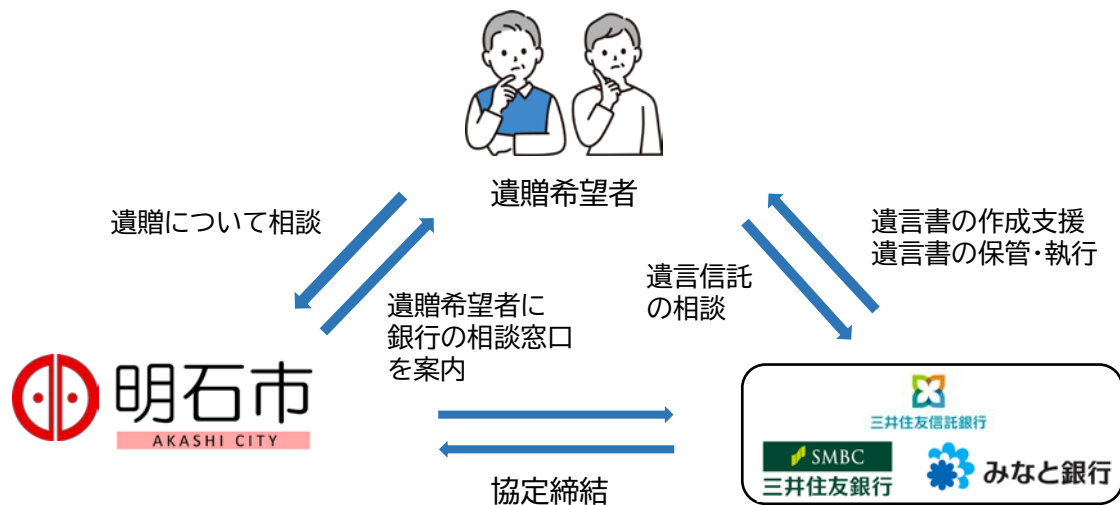
明石市は、ご自身の財産を市のさらなる発展のために活用したいとお考えの遺贈希望者の方々が、安心して円滑に遺贈寄附の手続きを進められるよう、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みなと銀行と協定を締結いたします。

本協定により、各金融機関と連携して遺贈寄附に関する支援体制を強化し、遺贈希望者の思いに寄り添った対応を推進してまいります。

1. 主な協定内容

本市にお問合わせいただいた遺贈希望者の方が、金融機関への相談等を希望した場合、協定締結金融機関として3行の無料相談窓口をご紹介します。

※サービスのご利用にあたっては、金融機関所定の手数料・報酬等が必要となります。



2. 事業開始時期

2026 年（令和8年）9月1日

3. 協定締結式

(1)日 時 2026 年（令和8年）8月24日（月） 午後1時10分～2時00分

(2)場 所 明石市役所本庁舎 3階 303会議室

(3)出席者

明石市	丸谷 聡子（市長）
株式会社 三井住友銀行	成田 康智（明石洲本法人営業部長）
三井住友信託銀行 株式会社	本 真光（明石支店長）
株式会社 みなと銀行	勢志 淳（明石統括部長）